

第1章

都市計画マスタープランの目的と役割

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すものです。

2. 都市計画マスタープラン改定の背景

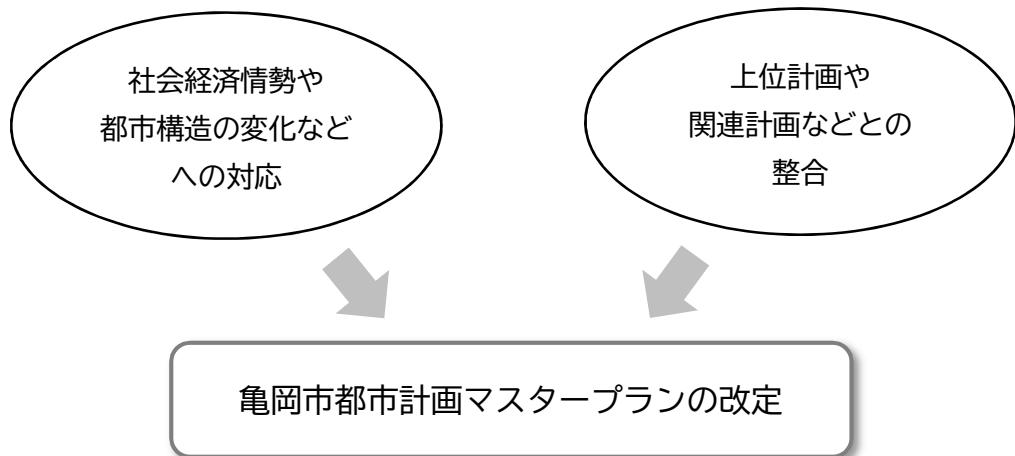
本市では、平成14（2002）年1月に「亀岡市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会経済情勢の変化や上位計画の改定などを踏まえ、集約型都市構造の形成に向け、平成24（2012）年11月に第1回目の改定を行っています。

そして、第1回目の改定から約10年が経過しましたが、人口減少や少子高齢化はさらなる進展をみせるなど、本市を取り巻く社会経済情勢は刻々と変化してきています。また、まちづくりの動向としても、平成27（2015）年7月に京都縦貫自動車道が全線開通し、令和2（2020）年1月に府立京都スタジアムが開業するなど、都市構造に大きな変化がみられます。

また、都市施設などの立地適正化の誘導を図る計画として、都市計画マスタープランの一部とされる「亀岡市立地適正化計画」を平成31（2019）年3月に策定し、集約型都市構造の推進に向けた取組を進めるとともに、本市のまちづくりにおける上位計画である「第5次亀岡市総合計画」を令和3（2021）年4月に策定しています。

以上より、社会経済情勢や都市構造の変化に対応し、上位計画及び関連計画などとの整合を図ることで、人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡の実現を図るため、第2回目の「亀岡市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

■ 都市計画マスタープラン改定の背景

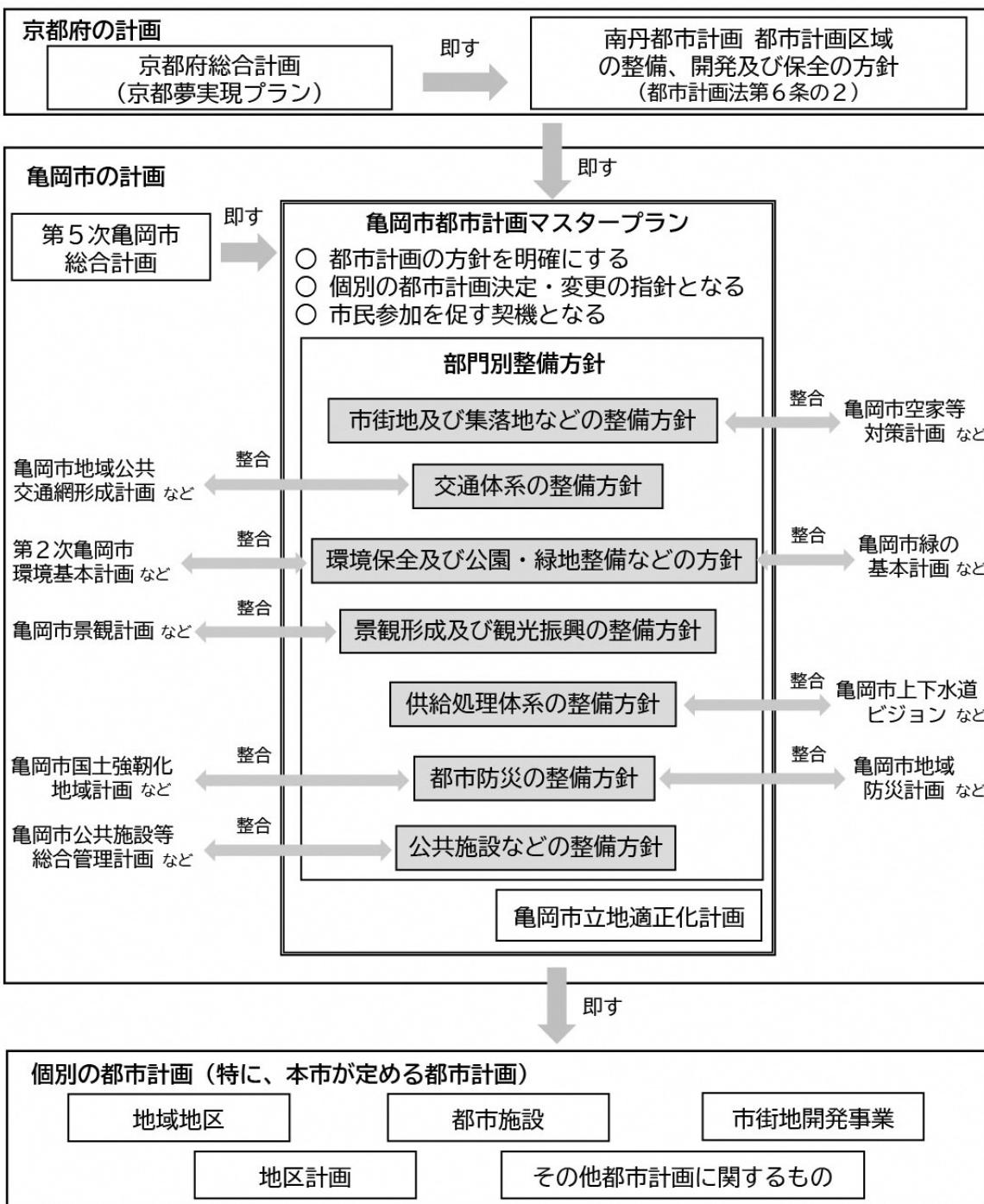


3. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランは、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び市町村が策定する「市町村総合計画」に即して定めることとされています。

本計画は、本市のまちづくりを実現するための部門別計画に対する基本的な指針としての役割を担うもので、今後、本市が行う個別の都市計画は本計画に即すことが求められます。

■ 都市計画マスタープランの位置づけと役割



4. 都市計画マスタープランの対象区域と目標年次

本計画は都市計画に関する基本方針であることから、本来は都市計画区域を計画の対象とするところですが、本市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向を示すため、亀岡市全域を計画の対象区域とします。

また、本市の上位計画である「第5次亀岡市総合計画」が令和12（2030）年度を目標年次としていることを踏まえ、本計画も令和12（2030）年度を目標年次として目指すまちの姿を設定し、本市の掲げる将来都市像の実現に向けたまちづくりの方針を示します。

なお、社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合には、適切な対応を図るための見直しを行います。

5. 都市計画マスタープランの構成

本計画は、本市の現況を踏まえたまちづくりにおける課題を整理し、その課題解決に向けたまちづくりの方針を設定します。

設定したまちづくりの方針を踏まえ、全市的視点から目指すべき将来像とその方向性を示す全体構想、市民の生活の視点による身近な地域を対象とした地域別構想、これらの構想を実現していくための方策を示す目指す都市像の実現に向けてを設定します。

■ 都市計画マスタープランの構成

